別表十一(一の二)の記載要領第一号中「の益金又は損金算入」を削り、「中小企業等の貸倒引当金の特例)」の次に「若しくは所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成29年旧措置法」という。）第57条の９第３項（中小企業等の貸倒引当金の特例）」を加え、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「中小連結法人等の貸倒引当金の特例）」の次に「若しくは平成29年旧措置法第68条の59第３項（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）」を加え、同第四号を同第五号とし、同第三号中「前号(1)」を「第２号(1)」に改め、同号を同第四号とし、同第二号の次に次の一号を加える。

「公益法人等・協同組合等の繰入限度額

3　(6)×$\frac{112又は110}{100}$　(7)　の欄は、平成29年４月１日以後に開始する事業年度又は連結事業年度にあつては「112又は」を消し、同日前に開始した事業年度又は連結事業年度にあつては「又は110」を消すこと。」

別表十一(一の三)の表中「同上の$\frac{30、70又は90}{100}$相当額」を「同上の$\frac{30又は70}{100}$相当額」に改め、同表の記載要領第一号中「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成28年旧措置法」という。）第55条（海外投資等損失準備金）」を削り、「租税特別措置法第68条の43」を「同法第68条の43」に改め、「若しくは平成28年旧措置法第68条の43（海外投資等損失準備金）」を削り、同第三号中「「同上の$\frac{30、70又は90}{100}$相当額　(8)」」を「「同上の$\frac{30又は70}{100}$相当額　(8)」」に改め、同号(一)中「、70又は90」を「又は70」に改め、同号(二)中「において、当該取得が平成28年４月１日以後であるときは「30、」及び「又は90」を消し、当該取得が同日前であるときは「30、70又は」を「には、「30又は」」に改める。

別表十一(一の四)の表中

積立限度額
(5)×$\frac{80}{100}$

を

積立限度額
(5)×$\frac{50又は80}{100}$

に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表十二（二）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第55条の２（新事業開拓事業者投資損失準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の43の２（新事業開拓事業者投資損失準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「積立限度額　(5)×$\frac{50又は80}{100}$　(6)　の欄は、「特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた日　(2)」の欄に記載された日が平成29年３月31日以前である場合には「50又は」を消し、その他の場合には「又は80」を消すこと。」

別表十一(一の五)の記載要領第一号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号。以下この号において「平成29年改正法」という。）附則第68条（特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年改正法第12条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成29年旧効力単体措置法」という。）」に、「同法」を「平成29年改正法附則第83条（連結法人の特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年改正法第12条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成29年旧効力連結措置法」という。）」に改め、同第二号中「租税特別措置法第55条の３第１項第１号又は」を「平成29年旧効力単体措置法第55条の３第１項第１号又は平成29年旧効力連結措置法」に改め、「（同法第55条の３第２項に規定する特例適用事業年度又は同法第68条の43の３第２項に規定する特例適用連結事業年度を含む。）」を削り、同第三号を削り、同第四号(二)中「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第114号。(1)において「平成29年改正令」という。）附則第20条（特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年改正令第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」に、「第39条の72の３第１項第１号」を「平成29年改正令附則第27条（連結法人の特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年改正令第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第39条の72の３第１項第１号」に改め、同号を同第三号とする。

別表十一(一の六)の表中

積立限度額
(4)×$\frac{100又は80}{100}$

を

積立限度額
(4)×$\frac{80}{100}$

に改め、同表の記載要領を次のように改める。